

平成１９年度 第３回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日時 平成２０年２月２２日（金）午後６時００分～午後７時１０分

場所 市役所３階 庁議室

出席者

〔委員〕 向田直範会長、矢吹徹雄副会長、酒井哲夫委員、植松美由紀委員、
村上岑子委員

〔事務局〕 総務部長 吉田保雄、総務部情報推進課長 椿原功、
総務部情報推進課文書・統計担当主査 日向光則、
総務部情報推進課文書・統計担当主査 西澤保人

〔説明員〕 保健福祉部障がい支援課長 小西裕史、
保健福祉部高齢者支援課高齢者支援担当主査 森本栄樹、
保健福祉部参事（健康増進担当）主査 村谷栄治、
市民生活部国民健康保険課長 高野省輝、
市民生活部国民健康保険課国保運営担当主査 宮野透

傍聴者 ０名

議題

【諮問１】 高齢者の方、障がいのある方に対する「福祉利用割引券」及び「福祉タクシー券」交付のための個人情報提供について

（保健福祉部障がい支援課・高齢者支援課）

【諮問２】 特定健康診査等実施データのオンライン結合について

（市民生活部国民健康保険課）

配付資料

- ①会議次第
- ②諮問書～【諮問書１】及び【諮問書２】の（写）と説明資料
- ③統計法改正につてのパンフレット（総務省政策統括官）
- ④次回開催日程確認書

○ 開会

【椿原課長】 みなさま、一日のお仕事でお疲れのところご苦勞様です。開会の時間ですので、ただいまより平成１９年度第３回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。はじめに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】 みなさん、平成１９年度第３回の審査会ということで、今年度最後かと思えます。酒井委員も出席予定なので、追って来るかと思えます。皆さんもお疲れの事と思いますので、効率良く進め、会を終了したいと思いますのでよろしくご協力願います。本日の予定等について事務局からご説明願います。

【椿原課長】 本日は、保健福祉部障がい支援課・高齢者支援課所管の「高齢者の方、障が

いのある方に対する「福祉利用割引券」及び「福祉タクシー券」交付のための個人情報提供について。また、市民生活部国民健康保険課所管の「特定健康診査等実施データのオンライン結合についての諮問案件2件の、ご審議をいただきます。また、その他の事項として、次回の審査会開催における議事内容などについて説明いたします。

以上、よろしくお願い致します。

【向田会長】 それでは、諮問を受けたいと思いますのでよろしくお願い致します。

【吉田総務部長】 市長、副市長が所用のため不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたします。（諮問書の朗読）

石障支第 324号

平成20年2月22日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

高齢者の方、障がいのある方に対する「福祉利用割引券」及び
「福祉タクシー券」交付のための個人情報提供について（諮問）

これまで、高齢者の方、障がいのある方に対して、「高齢者バスカードの購入割引券」、「高齢者・障がい者専用入浴利用券」の交付事業を実施してきましたが、これらの事業を安定的かつ継続的な制度とするため、平成19年度をもって廃止し、平成20年4月から新たに、高齢者の方、障がいのある方への外出支援、健康増進、福祉の向上など各種サービスを選択できる「福祉利用割引券」の交付事業を実施することとしました。

この事業は、利用者が市内の対象施設等において、一部の自己負担により、福祉利用割引券を使用して、これらの施設等を利用できるものであります。

また、障がいのある方に対する「福祉タクシー券」の交付事業については、平成20年4月から利用者の利便を図るため、事前周知の方式を取り入れることとしました。

つきましては、これらの事業実施に当たり、対象者である高齢者の方、障がいのある方の情報の収集が必要なことから、市内に在住する70歳以上の方、障害者手帳の交付を受けている者の情報提供について、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定に基づき諮問いたします。

記

1 個人情報内容

① 対象者

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に継続して6ヶ月以上記録されている又は外国人登録法

（昭和27年法律第125号）に基づき、本市の外国人登録原票に継続して6ヶ月以上登録

されている者であって、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 満70歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、その障がいの等級が1級又は2級の者
- (3) 療育手帳の交付を受けた者のうち、その障がいの程度がA判定
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、その障がいの等級が1級の方
- (5) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、その障がいの等級が1級又は2級のもので障がいの部位が視覚・下肢・体幹・心臓・じん臓・呼吸機能障がいの者

② 情報内容

対象者の氏名（漢字・カナ）、生年月日、郵便番号、住所、地番、方書、年齢、性別、住
定日

石国保第 1170 号

平成20年 2月22日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

特定健康診査等実施データのオンライン結合について（諮問）

本市の国民健康保険事業は、これまでも市民の健康の保持と増進を図るため、収納率の
向上や保健事業の充実に努めてきたところであります。

国においては、超高齢社会を迎え、国民皆保険を堅持するとともに、将来にわたり医療保
険制度を持続可能なものとしていくため、医療制度等の改革が進められており、その一環
として、平成20年4月から、医療保険者に対して特定健康診査・特定保健指導事業の実
施が義務化され、中長期的に医療費の伸びを適正化することが目標とされました。

本事業を円滑に実施するため、本市におきましては、特定健康診査結果データ及び特定保
健指導データ等については、北海道国民健康保険団体連合会に委託し、管理・保存するこ
とを予定しております。つきましては、特定健康診査結果データ及び特定保健指導データ
等のオンライン提供に関しまして、石狩市個人情報保護条例第11条第2項の規定に基づ
き貴審査会の意見を求めるものであります。

記

1 個人情報内容

① 対象者

40歳から74歳の石狩市国民健康保険被保険者のうち、特定健康診査を受診された人
及び当該健康診査受診後保健指導を受けた人

② 情報内容

保険者番号、被保険者証記号及び番号、氏名、生年月日、男女区分、郵便番号、受

診結果情報、問診結果情報、保健指導結果情報等

【向田会長】 それでは、事務局からこの諮問内容、資料等についてご説明願います。

【椿原課長】 それでは、今日配布いたしました資料の確認をいたします。

会議次第、「高齢者の方、障がいのある方に対する「福祉利用割引券」及び「福祉タクシー券」交付のための個人情報提供についての諮問書の写しと資料。「特定健康診査等実施データのオンライン結合について」の諮問書の写しと資料。統計法の全部改正についてのパンフレット。次回審査会開催日程確認書。統計法改正に伴う総務省の広報コピー、以上の書類です。

諮問内容及び資料説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。はじめに、諮問①について、保健福祉部障がい支援課・高齢者支援課よりご説明いたします。

次に、諮問②について、市民生活部国民健康保険課よりご説明いたします。

次に、他の事項として、次の開催における議事内容について、私からご説明いたします。

【向田会長】 それでは、初めに1つ目の諮問の関係資料等、書類精査のため時間をおきます。よろしいですか、それでは、事務局より諮問内容を説明して下さい。

【村谷主査】 健康増進担当主査の村谷と申します。それでは、私から内容について説明いたします。

内容を説明させていただきます前に、本市の高齢者及び障がい者の状況についてであります。昨年10月1日現在の65歳以上の高齢者状況は、12,413人で高齢化率20.2%となっておりまして、年々、ひとり暮らし独居世帯や高齢者夫婦世帯などが増加する傾向が表れているところでございます。また、障がい者の状況であります。障がい者全体3,219人（身体障害者2,759人、知的障害者297人、精神障害者163人）で、市の総人口に占める障がい者の割合は、5.24%で、高齢者同様に増加しております。特に、身体障がい者の増加により、全体として障がい者数の拡大となっており、比較的小児の割合が高い知的障害者や成人の割合が高い精神障害者は、ほぼ変化がない状況となっております。

それでは、事業概要についてご説明をさせていただきます。

この事業は、これまで高齢者及び障がいのある方に対して「高齢者バスカード購入割引券」、「高齢者・障がい者専用入浴利用券」を交付する事業を実施してまいりましたが、これらの事業を安定的かつ継続的な制度とするため、平成19年度をもって廃止し、新たに本年4月から高齢者及び障がいのある方への外出支援、健康増進を図るため、利用者であります高齢者や障がいのある方がサービスを選択して、施設等を利用することができる「福祉利用割引券」を交付し、利用者が市内の対象施設等において、一部自己負

担をし、福祉利用割引券を使用して施設等を利用できる交付事業を実施することといたしました。

また、障がいのある方に対する「福祉タクシー券」の交付事業については、これまで身体障害者手帳の１級又は２級で障がいの部位が「視覚・下肢・体幹・心臓・じん臓・呼吸機能障害」の方に広報等で周知をして参りましたが、平成２０年４月から利用者の拡大や利便性を図るため、身体障害者手帳１級又は２級で障がいの部位が視覚等に該当する方だけではなく、療育手帳Ａ判定、精神障害保健福祉手帳１級の方も対象を拡大に伴い、事前に対象者あてに事業内容、申請書等を送付する方式へ改めるものであります。

この事業の実施に当たり、対象者である高齢者や障がいのある方の情報の収集が必要なことから、市内に６月以上継続して住民登録又は外国人登録する在宅の方で７０歳以上の高齢者、障がいのある方で障害者等手帳の交付を受けている方の情報提供について、石狩市個人情報保護条例第１０条第５号の規定に基づき審議をお願いするものであり、対象として想定される「高齢者、約９，５００件、障がい者、約１，５００件の計１１，０００件については、個人情報保護の重要性を認識し、個人権利利益を侵害することのないよう取扱うものであります。

また、審議をお願いいたします個人情報の内容であります。本市の住民基本台帳に継続して６ヵ月以上の満７０歳以上の高齢者及び障がいのある方で身体障害者手帳の１級又は２級、療育手帳のＡ判定、精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている者及び身体障害者手帳の１級又は２級で、その障がいの部位が「視覚・下肢・体幹・心臓・じん臓・呼吸機能障がいの氏名（漢字・カナ）、生年月日、郵便番号、住所、番地、方書、年齢、性別、住定日となっておりますので、石狩市個人情報保護条例第１０条第５号の規定に基づきご審議を賜りますようお願いいたします。

【向田会長】ありがとうございました。確認のために個人情報保護条例第１０条第５号、第１０条、実施機関は、個人情報を取扱う事務の目的以外の目的のために個人情報をその内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときには、この限りでない。第５号、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて利用し、又は提供するとき。ということで、今の説明に質問がありましたらご自由に発言して下さい。確認しておきますが、２つの課にまたがっていて、それを一緒に実施するという事に何か説明がございましたら。高齢者支援課・障がい者支援課の２課にまたがっていますね。

【森本主査】「福祉利用割引券」については、高齢者の方・障がいのある方に分かれていて、事務的には、高齢者の方の対象者には高齢者支援課が案内、障がいのある方については、障がい者支援課より情報を頂き対象者にご案内をすると考えております。

【小西課長】従来から対象者に一括で案内して、公布日も４月１日以降にそれぞれの会場を設けて交付していましたが、混乱を招かないように、障がいのある方にも高齢者の方と同じタイミングで案内を差し上げる形で取り進めたいと考えております。高齢者の方

と障がいのある方のデータを持っている所が違うため、「福祉タクシー」については、従来、案内をしていませんでしたが、今後、同じタイミングで案内を差し上げるということで扱っていきたいと考えております。

【向田会長】全部が全部申請して来るのですか。

【村谷主査】100パーセントではなく、およそ80パーセント位だと思います。

【向田会長】如何でしょうか。

【村上委員】障がい支援課・高齢者支援課の2課に分かれている部分で、事業を実施する時、情報を対象者の範囲で別々にされるんでしょうけれど、庁舎部課で情報は共有することが普通に行われるのですか。

【村谷主査】情報の共有はしないです。

【村上委員】しないですね。個人情報という扱いであればしないという事です。

【村谷主査】取扱いについては全く別々で、仕事（事業）の取扱いで情報の共有はします。

【向田会長】案内を送達する時にバラバラにすると困るという事で情報を共有するという事です。

【酒井委員】対象者が重複している場合もありますが、その場合は別の形で統合しながら行うのですか。

【村谷主査】障がい者のデータと高齢者のデータを突合（とつごう）して行います。

【村上委員】それぞれ、高齢者・障がい者に市のデータで該当する対象者の方達全てにお知らせし、申請が来た人には交付するという流れ、その意味では従来と変わらないと配慮して行なわれるようなので、その辺のお知らせもきちんとした上で、漏れなく行われるという事であれば大事なことだと思います。

【向田委員長】それでは、特にこの件には問題はないと思いますので、この内容で答申をしたいと思います。

それでは、次に、「特定健康診査等実施データのオンライン結合」ということで、個人情報保護条例第11条オンライン結合による提供の制限、2項、実施機関は、オンライン結合による個人情報取扱事務に係る個人情報の実施機関以外のものへの提供を新たに開始しようとするときには、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときにも、同様とする。㊦、の諮問案件です。それでは、内容について担当者より説明をお願いします。

【宮野主査】国民健康保健課運営担当主査の宮野です。私からご説明いたします。

医療制度の改革に伴い、平成20年度から、高齢者の医療確保に関する法律に基づき、特定健康診査・特定保健指導の実施が各保険者に義務づけられました。対象者は、40歳から74歳の石狩市国民健康保険被保険者の方が対象となります。平成19年度までは、老人保健法に基づき、基本健康診査が実施されて来ましたが、基本健康診査が無くなり、特定健康診査・特定保健指導の実施へと変わったものとなっています。特定健康診査・特定保健指導の内容は、メタボリックシンドロームに着目し、その該当者及び予備群の

減少に努め、中長期的に医療費の適正化を目的として実施するものです。

資料 2 枚目に、特定健康診査の実施イメージ図という資料があります。石狩市国保が行なう特定健康診査は、市内医療機関等実施機関との委託契約により実施となります。

実施機関において行われた特定健康診査の結果については、実施機関から北海道国民健康保険団体連合会へ電子データ化され提出されることとなります。このデータは、北海道国民健康保険団体連合会における、特定健康診査等データ管理システムにおいて保存・管理される形になります。データの保存管理については、石狩市国保と国保連合会との委託契約により実施するものとしております。国保連合会と石狩市国保は、特定健康診査等データ管理システムによりオンラインで繋がり、石狩市国保では、システム端末を利用して保存データの活用や保健指導データの追加などを行なう予定としております。

次に、特定健診結果データの管理・保存に関する法的根拠等について、資料に沿ってご説明します。

事業実施に関する法的根拠についてですが、根拠法令、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第十八条から第三十一条に明記されておりまして、特定健康診査及び特定保健指導の実施については、法第二十条及び第二十四条にて、厚生労働省令で定めるところにより、実施することとされています。

記録の保存に関する事項についてであります。特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の保存については、法第二十二条及び法第二十五条にて定められています。法第二十二条（特定健康診査に関する記録の保存）、抜粋として、保険者は、第二十条の規定により特定健康診査を行なったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定健康診査に関する記録を保存しなければならない、となっております。

法第二十五条（特定保健指導に関する記録の保存）、抜粋として、保険者は、前条の規定により特定保健指導を行なったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保健指導に関する記録を保存しなければならない、となっております。

厚生労働省令(第百五十七号)であります。第十条（特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の保存）保険者は、法第二十二条及び法第二十五条の規定により、特定健康診査及び特定保健指導に関する記録を電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）により作成し、当該記録の作成の日の属する年度の翌年から五年を経過するまでの期間又は加入者が他の保険者の加入となった日の属する年度の翌年度の末日までの期間のうちいずれか短い期間、当該記録を保存しなければならない、としており、また、保険者は、前項の作成及び同項の保存に関する事務の全部又は一部を、当該事務を適切かつ円滑に遂行し得る能力のある者に委託することができる。とされています。

石狩市国保の行なうデータ管理・保存につきましては、これらの法等に基づき、本市においても特定健康診査・特定保健指導の実施を行い、実施結果データについては、北海

道国民健康保険団体連合会に委託し特定健康診査等データ管理システムにより管理する予定としています。

データ管理・保存等を委託する理由、につきましては、当該データは、国の定める電磁的標準様式により管理・保存が必要となるため、市独自で行なった場合、新たに開発されたシステムの導入が必要となること。また、特定健康診査実施に伴う費用決済において、北海道国民健康保険団体連合会に委託することにより、診療報酬の決済と同等の事務処理が可能となること。などの理由により、事業実施の円滑化を目的とし、当該データの管理・保存等については、北海道国民健康保険団体連合会への委託により実施することを予定しております。

データ管理・保存の安全性について、につきましては、特定健康診査等データ管理システムは、国保保険者ネットワークを利用して構築されるシステムとなっています。

国保保険者ネットワークとは、レセプト（診療報酬明細書）のオンライン請求で使用するネットワークを利用して各都道府県の保険者を対象にネットワーク接続するものとなっており、インターネットを経由しないクローズドなネットワークで、厚生労働省より、平成18年4月に提示された「レセプトオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」に準拠しており、非常に高度なセキュリティをもっています。

このネットワーク利用による、個人情報データの送受信に関して、北海道国民健康保険団体連合会では、セキュリティポリシーの策定を行なうこととしています。

保存・管理データの主な内容、としては次のとおりです。

①健康診査結果・質問票情報

- ・受診情報 ～ 実施区分、実施年月日等
- ・特定健診機関情報 ～ 特定健診機関番号、名称、所在地、電話番号等
- ・受診者情報 ～ 保険者番号、被保険者証記号及び番号、氏名、生年月日、男女区分、郵便番号等
- ・受診券情報
- ・健診結果、問診結果情報

②特定保健指導情報

- ・特定保健指導受診情報 ～ 実施区分、実施年月日等
- ・特定保健指導実施機関情報 ～ 名称、郵便番号、所在地、電話番号
- ・受診者情報 ～ 保険者番号、被保険者証記号及び番号、氏名、生年月日、男女区分、郵便番号等
- ・保健指導結果情報。となっております。以上で説明を終わります。

【向田会長】今の説明のとおり、平成20年度には制度が変わるということでありまして。保険者の方では、事務の一部を委託する事が出来るということで、北海道国民健康保険連合会に委託することによって、メリットがあるということです。委託しない所はあるのですか。

【宮野主査】他の市町村にはあります。データ管理等について国保連合会には委託しないで、他の医療機関に委託し、自前で行うという所も聞いております。

【向田会長】大きい政令都市では自前で行うのかと思いますが。

【宮野主査】膨大なデータ量もありますし、診療報酬のやりとり等医療機関と同じ動きをするものですから、国保連合会と委託をする方が安全ということで、事務処理が出来るということです。

【向田会長】はい、わかりました。今の説明等についてご質問をお願いします。法律とも関係あるようですので。

【矢吹副会長】これも、よろしいのではないですか。

【村上委員】今年の4月から変わる前迄は、検診結果について、オンラインで実施していたのですね。

【宮野主査】検診の結果データについては、平成19年度迄、市の健康づくり課で独自に実施していました。市内の医療機関と契約をして実施をしていました。国保の診療報酬明細については、以前から紙媒体により実施しており、国保加入者に対しても「医療費のお知らせ」ということでお知らせしておりました。

【酒井委員】早く健康診査をして頂き医療費を抑えるのが目的であろう。

【向田会長】自前のチェック（健康管理）を伝達されたデータで管理しますということですね。

【矢吹副会長】検診結果データを管理してどのように活用するのか。

【宮野主査】結果データを保健指導するための前提で特定検診を実施して、メタボリック等該当者の予備軍を検診結果から抽出して、保健指導をしていくことが目的であります。

【酒井委員】今後、どのようになるか。法律の趣旨は高齢者の医療費をいかに抑えるか、から来ているのです。

【村上委員】使う側としては、良い方向にということで納得しますが、個人にどのように影響してくるのか。データの保存について、どのように活かせばよいものか。

【向田会長】法律では、病気になる前に管理しなさいとのことです。

【酒井委員】高齢者が多くなり、若い人が少ない、医者も数が増えていない、高齢者の医療費をいかに減らすかを、若い時にチェックしておくのが根本的な考え方である。

【植松委員】特定健康診査と特定保健指導とは、一体となっているということですか。

【宮野主査】特定健康診査と特定保健指導とは、義務付けられ、特定保健指導の実施率を何パーセント削減するということを、国の方で定められ、目標達成のため実施計画をたてて、管理をしていく。

【向田会長】このような制度が出来て、良い、悪いという議論もありますが、この制度が出来あがって、自分で健康に注意・自己管理しなさい。そのためには、そのデータがどの位必要かということです。それでは、この諮問については、特に問題がないということで答申したいと思います。

つぎに、その他の項目について事務局より説明願います。

【椿原課長】 それでは、配布してありますパンフレット、統計法の全面改正についてご説明いたします。統計法の全面改正ですが、平成21年10月施行に伴い、石狩市個人情報保護条例 第5章雑則 第35条（他の制度との調整）において、適用除外を既定しております。第1号 統計法第2条に規定する指定統計、第2号統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査、第3号統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告に係るもの。の項目の改正であります。前回の審査会において、平成19年10月石狩市議会定例会議に条例改正を提案する予定とご説明しておりましたが、全面施行が平成21年10月ということで、平成21年度に当審査会に諮り、同年9月議会に条例改正について提案予定でございます。

次に、次回審査会についてですが、次回の審査会は4月中の開催を予定しております。

つきましては、配布してあります日程調整表を記入のうえ連絡願います。

また、次回審査会開催内容についてですが、平成20年4月からの新委員の皆様、石狩市長より委嘱状の交付を致します。つぎに、会長・副会長の選任。つぎに、平成19年度石狩市情報公開・個人情報保護制度開示請求の実績報告を致します。

それと、現在のところ、諮問案件の予定はございません。以上です。

【向田会長】 それでは、答申いたします。（朗読し吉田総務部長に渡す）

平成20年2月22日

石狩市長 田岡克介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向田直範

平成20年2月22日付石障支第324号をもって諮問のありました、高齢者の方、障がいのある方に対する「福祉利用割引券」及び「福祉タクシー券」交付のための個人情報提供について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

平成20年2月22日

石狩市長 田岡克介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向田直範

平成20年2月22日付石国保第1170号をもって諮問のありました、特定健康診査等実施データのオンライン結合について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

【向田会長】 それでは、審査会を終了いたします。本日はご苦勞様でした。

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向田 直範 印